

山ノ内町畦畔用防草対策導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地を保全するため農業従事者の草刈りに係る労力と経費を削減し除草剤を使用しない環境に配慮した管理のため、畦畔の防草を目的に設置する防草抑制資材を購入した農業従事者に向けて支援する畦畔用防草対策導入補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象となる農地)

第2条 補助の対象となる農地は、申請年度の山ノ内町農地台帳(以下「農地台帳」という。)に記載のある農地とする。ただし、既に同補助金の対象となった農地は補助対象とすることはできない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、次に掲げる(1)から(5)の要件を全て満たす者とする。なお、対象者と同一住所地及び同一世帯の者からの申請は、補助対象者とししないものとする。

- (1) 町内に住民登録があること。
- (2) 町内の農地を所有、若しくは管理、使用貸借又は賃貸借していること。
- (3) 農業を営む個人であること。(農業収入がある者)
- (4) 町税を滞納していないこと。
- (5) 山ノ内町暴力団排除条例第2条(平成24年12月14日条例第22号)に規定する暴力団員又は暴力団関係者ではないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業者が農地の畦畔の防草を目的とした次の資材の購入経費とする。

- (1) 防草抑制ネット(光を通すもの、透水性のあるものに限り)
2. 次の各号のいずれかに該当するものは補助対象経費としない。
- (1) 畦畔の防草の用途以外に容易に供されるもの
 - (2) 設置するための経費
 - (3) 税金(収入印紙代、消費税及び地方消費税を含む)
 - (4) 振込手数料
 - (5) 購入に係る帳簿類(見積書、発注書又は契約書、納品書、請求書、領収書及び振込控等)や、取得財産等の実物を確認できない経費
 - (6) 事業期間内に発注から支払までの手続が完了しない経費
 - (7) その他、社会通念上、補助金の対象とするには不適切と判断される経費

(補助金の額及び交付要件)

第5条 補助金の額は、1申請あたり補助対象経費の3分の1以内の額(千円未満切捨

て)で、10万円を限度額とし、予算の範囲内で交付する。

- 2 交付回数は、1会計年度当たり1回を限度とする。
- 3 設置について、申請年度の12月末日までに完了しなければならない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、山ノ内町畦畔用防草対策導入補助金交付申請書(様式第1号)のほか関係書類を添えて町が定める期間内に町長に提出しなければならない。

- 2 申請する農地の場所が連続していない場合は、1申請において2箇所まで対象とすることができる。
- 3 他者と隣接する農地の畦畔に共同で施工する場合も、個別に申請しなければならない。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定により補助金交付申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、その結果を山ノ内町畦畔用防草対策導入補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 3 交付決定後の事業費に増額が生じた場合は、増額の補助交付変更はできない。

(申請の取下げ)

第8条 交付の決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、交付申請を取下げようとするときは、山ノ内町畦畔用防草対策導入補助金交付申請取下書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(交付の変更)

第9条 交付対象者は、第6条の規定による申請書の計画より事業費の減額を生じる場合は、山ノ内町畦畔用防草対策導入補助金交付変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により補助金交付変更申請があった場合は、これを審査し、変更を認めた場合は、山ノ内町畦畔用防草対策導入補助金交付変更決定通知書(様式第5号)により交付対象者に通知するものとする。

(実績報告書)

第10条 交付対象者は、事業を完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の1月31日のいずれか早い期日までに山ノ内町畦畔用防草対策導入補助金実績報告書(様式第6号)に關係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条第1項の規定による報告があった場合において、その内容の審査

及び必要に応じて行う現地調査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、山ノ内町畦畔用防草対策導入補助金確定通知書（様式第7号）によりその旨を当該交付対象者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 前条の規定により通知を受けた交付対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、山ノ内町畦畔用防草対策導入補助金請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（関係書類の整備）

第13条 交付対象者は、事業の実施状況及び当該事業に係る収支について、その状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、これを5年間保管しておかなければならない。

（報告及び検査等）

第14条 町長は、必要があると認める場合は、交付対象者に対し、報告を求め、前条の帳簿その他関係書類若しくは事業の施工状況を検査し、又は事業の施工上必要な指示をすることができる。

（補助金の決定の取消し等）

第15条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2. 次の各号のいずれかに該当するものは補助対象経費としない。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 事業の実施方法が不適當であると認められるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付対象者に対し期限を定めて返還を命ずるものとする。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要と認める事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。